

24 省 略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第一百八条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）及び第一百九条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

四 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百八十九条の二第六項

（強制徴収）

第一百八十九条の二 省 略

25 省 略

6 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

五 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第三号、第六条第一号、第三十三条の二第一項及び第三十五条第二項

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）、その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一・二 省 略

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）

24 同 上

5 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第一百八条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）及び第一百九条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

（強制徴収）

第一百八十九条の二 同 上

25 同 上

6 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

（税理士の業務）

第二条 同 上

一・二 同 上

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係

第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に 응 ず る ことをいう。）

2・3 省 略

（試験の目的及び試験科目）

第六条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあつては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。）のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ ト 省 略

二 省 略

（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2・3 省 略

（意見の聴取）

第三十五条 省 略

2 添付書面が添付されている申告書について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地

るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に 応 ず る ことをいう。）

2・3 同 上

（試験の目的及び試験科目）

第六条 同 上

一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。）のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ ト 同 上

二 同 上

（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2・3 同 上

（意見の聴取）

第三十五条 同 上

2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し

方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

3・4 省 略

六 石油及び可燃性天然ガス資源開採法（昭和二十七年法律第百六十二号）第二十四条（見出しを含む。）

（国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の準用）

第二十四条 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第十九条の規定による納付金及び第二十二条の延滞金に関する書類の送達について準用する。

七 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の二、第二条の四、第七条の五第一号ト、第七条の十二第一項第一号イ、第七条の十四第三項、第七条の十六第五項、第八条第五項、第九条の六第一項、第十条、第十一条、第十三条の四、第十四条の二第二項、第十四条の三第二項及び第七十七條の三第四項

（期間の計算及び期限の特例）

第二条の二 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

（書類の送達等）

第二条の四 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人

意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

3・4 同 上

（国税通則法の準用）

第二十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第十九条の規定による納付金及び第二十二条の延滞金に関する書類の送達について準用する。

（期間の計算及び期限の特例）

第二条の二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

（書類の送達等）

第二条の四 国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）」に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ へ 省 略

ト 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

チ・リ 省 略

二・三 省 略

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第一項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたとき。

ロ へ 省 略

二 省 略

2 省 略

（修正申告）

第七条の十四 省 略

2 省 略

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条（修正申告の効力）の規定は、修正申告について準用する。

（承認の要件）

第七条の五 同 上

一 同 上

イ へ 同 上

ト 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

チ・リ 同 上

二・三 同 上

（承認の取消し）

第七条の十二 同 上

一 同 上

イ 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたとき。

ロ へ 同 上

二 同 上

2 同 上

（修正申告）

第七条の十四 同 上

2 同 上

3 国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定は、修正申告について準用する。

(更正及び決定)

第七条の十六 省 略

2 4 省 略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十九条(更正等の効力)の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

(賦課決定)

第八条 省 略

2 4 省 略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十九条(更正等の効力)の規定は、第三項の規定による決定について準用する。

(担保)

第九条の六 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条(担保の種類)の規定を準用する。

2 省 略

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の三第二項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴収)及び第十二条第一項ただし書(延滞税の額の計算の特例)においてこれらの期限を「納期限」という。)までに関税を完納しないときについて準用する。

3 前条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条第六号(担保の種類)の保証人は、国税徴収法第

(更正及び決定)

第七条の十六 同 上

2 4 同 上

5 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

(賦課決定)

第八条 同 上

2 4 同 上

5 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、第三項の規定による決定について準用する。

(担保)

第九条の六 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国税通則法第五十条(担保の種類)の規定を準用する。

2 同 上

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 同 上

2 国税通則法第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の三第二項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴収)及び第十二条第一項ただし書(延滞税の額の計算の特例)においてこれらの期限を「納期限」という。)までに関税を完納しないときについて準用する。

3 前条第一項において準用する国税通則法第五十条第六号(担保の種類)の保証人は、国税徴収法第十章(罰則)の規定の適用については、納税者とみなす。

十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

（端数計算）

第十三条の四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百八条第一項及び第二項（国税の課税標準の端数計算）の規定は関税の課税標準の端数計算について、同法第一百九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定は関税の額の端数計算について、同法第二百一条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定は関税に係る払いもどし又は還付の額の端数計算について準用する。

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）（第三項第四号を除く。）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同条第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）」と、同条第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」と、同条第三項各

（関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

（端数計算）

第十三条の四 国税通則法第一百八条第一項及び第二項（国税の課税標準の端数計算）の規定は関税の課税標準の端数計算について、同法第一百九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定は関税の額の端数計算について、同法第二百一条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定は関税に係る払いもどし又は還付の額の端数計算について準用する。

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二 同 上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）（第三項第四号を除く。）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同条第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）」と、同条第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「

号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項（法定納期限等）に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び利子税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 省 略

（還付請求権の時効）

第十四条の三 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（郵便事業株式会社による関税の納付等）

第七十七条の三 省 略

2・3 省 略

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者

又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項（法定納期限等）に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び利子税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同 上

（還付請求権の時効）

第十四条の三 同 上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（郵便事業株式会社による関税の納付等）

第七十七条の三 同 上

2・3 同 上

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

から徴収することができない。

5 省 略

八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の四第一項第三十号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十九 省 略

三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一〇四十二 省 略

217 省 略

九 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十条第二項

（関税法等の準用）

第十条 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定はとん税の額の端数計算について、同法第百二十条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について準用する。

十 特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第八条第三項及び第九条

5 同 上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 同 上

一〇二十九 同 上

三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一〇四十二 同 上

217 同 上

（関税法等の準用）

第十条 同 上

2 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定はとん税の額の端数計算について、同法第百二十条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について準用する。

(延滞税等)

第八条 省 略

2 省 略

3 国税徴収の例による場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第五十七条第一項前段の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

(端数計算)

第九条 特別とん税及びとん税は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の端数計算に関する規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

十一 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号) 第八条第二号

(強制執行続行の決定の申請)

第八条 差押債権者又は民事執行法第二百二十五条第三項前段の規定により配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者は、次の場合には、第四条の動産について、執行裁判所に強制執行続行の決定を申請することができる。

一 省 略

二 国税徴収法第五十九条第一項、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第三項又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第一項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による差押(その例による差押を含む。)がされているとき。

三 省 略

十二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号) 第九十九条の四第一項第二十三号

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

(延滞税等)

第八条 同 上

2 同 上

3 国税徴収の例による場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十七条第一項前段の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

(端数計算)

第九条 特別とん税及びとん税は、国税通則法の端数計算に関する規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

(強制執行続行の決定の申請)

第八条 同 上

一 同 上

二 国税徴収法第五十九条第一項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第三項又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第一項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による差押(その例による差押を含む。)がされているとき。

三 同 上

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定

により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十二 省 略

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

二十四〇三十八 省 略

二〇七 省 略

十三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第二条、第十一条、第十五条第一項、第三十二条、第四十七条、第六十七条第四項、第九十条第三項、第一百零四條、第一百五十一条第一項、第一百五十二条、第一百五十八條第一項、第一百五十九條、第一百七十一条、第一百八十四条及び第一百八十五条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇五 省 略

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納付しなければならぬ者をいう。

七・八 省 略

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七条第一項（納税

第百九条の四 同 上

一〇二十二 同 上

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

二十四〇三十八 同 上

二〇七 同 上

（定義）

第二条 同 上

一〇五 同 上

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

七・八 同 上

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限（国税通則法第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処

の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。)までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日)をいう。この場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)若しくは相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項(期限内申告書)に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ・ハ 省 略

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限(当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)に規定する重加算税については、先に到来する期限)又は日)

十一 十三 省 略

(強制換価の場合の消費税等の優先)

第十一条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十九条(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次条から第十七条まで(差押先着手による国税の優先等)及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若

分に関する猶予に係る期限を除く。)までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日)をいう。この場合において、国税通則法第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)若しくは相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納、国税通則法第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国税通則法第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項(期限内申告書)に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ・ハ 同 上

二 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限(当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び国税通則法第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)に規定する重加算税については、先に到来する期限)又は日)

十一 十三 同 上

(強制換価の場合の消費税等の優先)

第十一条 国税通則法第三十九条(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次条から第十七条まで(差押先着手による国税の優先等)及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地

しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 省 略

二 法定納期限前に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税 当該請求に係る期限

三・四 省 略

四の二 地価税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（以下この号において「法定申告期限」という。）までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。）その更正通知書又は決定通知書を発した日（申告により確定したものについては、その申告があつた日（その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限））

五 省 略

五の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十五条第三項第二号、第三号及び第五号（源泉徴収による国税等）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第一百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第四項（繰上保全差押）において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相

方税その他の債権に先だつて徴収する。

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 同 上

一 同 上

二 法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税 当該請求に係る期限

三・四 同 上

四の二 地価税（国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（以下この号において「法定申告期限」という。）までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。）その更正通知書又は決定通知書を発した日（申告により確定したものについては、その申告があつた日（その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限））

五 同 上

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号（源泉徴収による国税等）に掲げる国税（法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第一百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）（国税通則法第三十八条第四項（繰上保全差押）において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相

続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十五条第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したものの。以下次号及び第九号において同じ。）に限る。）その相続があつた日

八 省 略

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。）その分割のあつた日

十 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を発した日

2 4 省 略

（第二次納税義務の通則）

第三十二条 省 略

2 第二次納税義務者がある国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を督促しなければならぬ。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から五十日以内に発するものとする。

3 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項及び第二項、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十五条

続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税通則法第十五条第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したものの。以下次号及び第九号において同じ。）に限る。）その相続があつた日

八 同 上

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。）その分割のあつた日

十 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税通則法第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を発した日

2 4 同 上

（第二次納税義務の通則）

第三十二条 同 上

2 第二次納税義務者がある国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する国税通則法第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を督促しなければならぬ。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から五十日以内に発するものとする。

3 国税通則法第三十八条第一項及び第二項、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十五条（納付委託）の規定は、第一項の場合について準用する。

4・5 省 略

(納付委託)の規定は、第一項の場合について準用する。

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 省 略

二 納税者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 省 略

(差し押えた債権の取立)

第六十七条 省 略

2・3 省 略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十五条第一項から第三項まで(納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

(換価の制限)

第九十条 省 略

2 省 略

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第二項(担保の処分)の告知、同条第三項の

4・5 同 上

(差押の要件)

第四十七条 同 上

一 同 上

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 同 上

(差し押えた債権の取立)

第六十七条 同 上

2・3 同 上

4 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで(納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

(換価の制限)

第九十条 同 上

2 同 上

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項(担保の処分)の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき

督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えの提起があつたときにおいても、また同様とする。

（買受申込み等の取消し）

第百十四条 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百五条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

（換価の猶予の要件等）

第百五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一・二 省略

2 省略

（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第百五十二条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）、第四十七條第一項（納税の猶予の通知等）、第四十八條第三項及び第四項（果実等による徴収）並びに同法第四十九條第一項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六條第七項中「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

（保全担保）

訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えの提起があつたときにおいても、また同様とする。

（買受申込み等の取消し）

第百十四条 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第百五条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

（換価の猶予の要件等）

第百五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税通則法第百四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一・二 同上

2 同上

（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第百五十二条 国税通則法第百四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）、第四十七條第一項（納税の猶予の通知等）、第四十八條第三項及び第四項（果実等による徴収）並びに同法第四十九條第一項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六條第七項中「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

（保全担保）

第五百五十八条 納税者が消費税等（消費税を除く。）を滞納した場合において、その後その者に課すべきその国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条各号（担保の種類）に掲げるものの提供を命ずることができる。

218 省 略

（保全差押）

第五百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をするの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2・3 省 略

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条各号（担保の種類）に掲げるものを提供してその差押をしないことを求めたときは、徴収職員は、その差押をすることができない。

511 省 略

（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）

第七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）

第五百五十八条 納税者が消費税等（消費税を除く。）を滞納した場合において、その後その者に課すべきその国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げるものの提供を命ずることができる。

218 同 上

（保全差押）

第五百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をするの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2・3 同 上

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げるものを提供してその差押をしないことを求めたときは、徴収職員は、その差押をすることができない。

511 同 上

（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）

第七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む）

）を理由としてする異議申立て（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることが出来る期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一四 省略

2 前項の規定は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十五条第一項第二号ロ若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第一百五十五条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

（国税局長が徴収する場合の読替規定）

第八十四条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第八十二条第二項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第一百五十九条第二項（保全差押の承認）、第七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除く。以下次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

（税関長が徴収する場合の読替規定）

）を理由としてする異議申立て（国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることが出来る期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一四 同上

2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号ロ若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第一百五十五条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税通則法第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

（国税局長が徴収する場合の読替規定）

第八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第八十二条第二項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第一百五十九条第二項（保全差押の承認）、第七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除く。以下次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

（税関長が徴収する場合の読替規定）

第百八十五条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十三条第二項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

十四 家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第一条及び第八条第四項

（趣旨）

第一条 この法律は、家用自動車の一時的輸入に関する通関条約（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（担保の提供等）

第八条 省 略

2・3 省 略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

十五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 省 略

2・4 省 略

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかった場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関

第百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十三条第二項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

第一条 この法律は、家用自動車の一時的輸入に関する通関条約（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第一条 この法律は、家用自動車の一時的輸入に関する通関条約（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（担保の提供等）

第八条 同 上

2・3 同 上

4 国税通則法第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 同 上

2・4 同 上

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかった場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三

する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 省略

十六 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第四項

（保証団体の担保の提供等）

第十二条 省略

2・3 省略

4 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）第七十二条

（琉球政府税の承継等）

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税（沖縄法令の規定により琉球政府が課する税（その滞納処分費を含む。）をいう。以下この条及び第百五十四条において同じ。）に係るものは、その時において国が承継する。

一 本邦の国税（国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「国税相当琉球政府税」という。）

項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 同上

（保証団体の担保の提供等）

第十二条 同上

2・3 同上

4 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

（琉球政府税の承継等）

第七十二条 同上

一 本邦の国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「国税相当琉球政府税」という。）

二 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定（政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。）は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 省 略

十八 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第六条第四項

（担保の提供等）

第六条 省 略

2・3 省 略

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

十九 沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第四条、第八条、第二十条、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条第一項の表国税通則法の項

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書

二 同 上

2 国税通則法、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定（政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。）は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 同 上

（担保の提供等）

第六条 同 上

2・3 同 上

4 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

（定義）

第四条 同 上

一 五 同 上

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書